

## <論説>

### ユーゴスラヴィアにおける銀行制度の変遷

小 山 洋 司

はじめに

第1章 時期区分

第2章 銀行制度の変遷

第3章 1977年銀行制度改革と現状

おわりに

#### はじめに

ユーゴスラヴィアは自主管理社会主義を標榜する独自の社会主義国である。けれども、一般の人にはよく理解されてはおらず、ソ連型社会主義と同じイメージで理解されることが多い。金融制度についても同様である。ユーゴは市場メカニズムをとり入れた分権的な自主管理社会主義の国であって、ユーゴの金融メ制度はソ連型社会主義の場合とは大きく異なると同時に、資本主義国におけるそれとも異なる。

本稿では、ソ連型の集権的計画経済から独自の分権的な自主管理社会主義経済への脱皮をはかるにつれて、金融制度、とりわけ銀行がどのような役割をはたさなければならなかったかを歴史的に跡づけてみることにする。本稿では資料やその他の種々の制約により、金融政策や理論面については考察することはできない。本稿はもっぱら制度的側面を中心に叙述したサーヴェイ論文である。

ユーゴにおける自主管理社会主義の建設の歴史は試行錯誤の過程であり、それをフォローするのは容易ではないが、その過程を大づかみに理解するためにまずはじめに時期区分をおこない、そのうえで銀行制度の変遷の歴史を明らかにし、最後に現状について紹介することにした。

## 第1章 時期区分

さまざまな分け方が考えられるが、戦後の歴史は一応次の4つの時期に分けて考えることができるであろう。第1期 1945—52年、第2期 1952—64年、第3期 1964—71年、第4期 1971年—現在。それぞれの時期の特徴を以下、簡単にまとめてみる<sup>(1)</sup>。

第1期(1945—52年)は革命的国権主義の建設の時期または行政管理的社会主義の時期と呼ばれる。この時期、ユーゴスラヴィアはソ連をモデルとして社会主義建設をおこなった。1948年前半までに、手工業と農業を例外として、小規模の工商業企業までことごとく国家的所有に移行して、生産手段の社会化の課題はごく短期間に解決された。

同時に、集権的な計画・管理制度が構築された。そして早くも、1947年には重工業優先の工業化を内容とする第1次5カ年計画が開始された。他方、農業においては1945年に第1次土地改革(1農家の土地所有の上限を25haとする)がおこなわれて土地の再分配がなされた結果、地主の大土地所有や資本主義的農業経営が姿を消し、小農・中農の数が著しく増大した。1949年には本格的な農業集団化キャンペーンが開始され、ソ連のコルホーズと同じタイプの村民労働協同組合の数は短期間に増大した。

この間、ユーゴはコミンフォルム第2回大会(1948年6月)でコミンフォルムから除名された。除名後なおしばらくはユーゴはソ連との和解の可能性を追求したにもかかわらず、コミンフォルム加盟諸国から経済的封鎖や軍事的圧力をうけたこと、ユーゴ自身において集権的計画経済に内在する諸矛盾が認識されたことにより、ソ連型社会主義への懐疑を深め、理論的模索を始めた。そして、1950年6月の「労働者集団による国家経済企業と上級経済連合の管理に関する基本法」により、国営企業に労働者自主管理が導入された。しかし、まだこの段階では労働者集団は企業長の任免権をもっておらず、労働者評議会の権限も限られていた。

第2期(1952—64年)は新経済制度の時期である。労働者自主管理と集権

的な計画管理制度とは原理的には相いれない。1951年12月末に「計画管理法」が公布され、1946年の「国家計画法」は効力を失った。計画化の概念は従来の国家機関による垂直的な個別制御から「基本比例」による全般的誘導へと変更された。総管理局やその他の直接的な企業統制機関が廃止され、企業に多くの権限が委譲されていった。このようにして、集権的な計画経済は徐々に解体され、市場メカニズムを活用する分権化が進展した。1953年1月には1946年憲法を修正した「憲法的法律」が採択され、1950年以降の新しい立法措置が憲法レベルの基本原理にまで高められた。そして、労働者自主管理の原則が企業の枠を越えて適用され、地域の政治的単位であるコミューンの役割が強化された。

農業については、集団化キャンペーンは中止され、1953年3月に「農村労働協同組合の再編にかんする法律」が公布され、農民が組合に供出した土地、財産をもって農村労働協同組合を脱退する権利が認められた。2カ月後の5月には第2次土地改革法（1農家の土地所有の上限を10 haとする）が公布された。こうして、農業の社会主義的改造の課題は性急に実現されるのではなく、長期的な展望に立ってとりくまれることになった。

企業の自主性は拡大し、1957年には個人所得（いわゆる賃金のこと）フォンドの分配を自主的に決定する権限を得た。けれども、まだこの段階では企業は単純再生産にかかわる問題を決定できただけであった。依然として、国家（連邦政府だけでなく、共和国政府やコミューン政府も含めて）が社会的投資フォンド（1954年設立）をつうじて間接的に拡大再生産の部面に影響力を及ぼし続けた。

60年代に入ると、分権化はさらに進んだ。1961年には開放経済体制への移行をめざして経済改革がおこなわれた。1963年には新憲法が採択され、労働者評議会には企業長の任免権が与えられた。社会的投資フォンドはようやく1963年末にようやく廃止された。

第3期（1964—71年）は市場社会主義の時期である。1963年憲法の精神にもとづいて自主管理の深化が追求された。60年代後半に追求された発展の方向

は「4つのD」(R・ピチャニッチ)で表現することができる。すなわち、Decentralization(分権化)、De-etatization(非国家化)、Depoliticization(非政治化)、Democratization(民主化)である。そして1965年には、自主管理をおしすすめるために思いきった経済改革がおこなわれた。これによって、企業に残る蓄積部分が増大し、労働者が決定できる事項も、企業の定款、規則、個人所得、人事、生産計画から投資計画、他企業との合同に至るまで拡大した。また、教育、保健、文化などのような社会的サービス分野にも自主管理が導入されていった。

しかし、所得分配への国家の介入の割合は低下したけれども、労働者集団の役割を十分に高めることにはつながらなかった。「こうした自主管理企業を国民経済的に統合していく形態としては、国家の行政的手段の役割は低下したが、それに代る自主管理的な手段が発見されないままに、主として市場と銀行・信用制度に頼っていくという方向が特徴<sup>(2)</sup>」的であった。

65年経済改革は一方では自主管理を深化させたが、他方では一連の否定的な帰結も伴った。すなわち、1960年代後半になると、インフレ、地域格差、社会的不平等の拡大、失業の増大、西ヨーロッパへの出稼ぎの増大、銀行や大商業企業による資本集中の問題などがみられた。また、企業規模の拡大、効率優先の経済運営が進むにつれて、いわゆる企業内テクノクラート層の台頭がみられ、企業における労働者評議会や労働組合の影響力は低下していった。こうして、60年代末から70年代初めにかけて自主管理の形骸化が問題とされるようになった。

第4期(1971年—現在)は連合労働および社会的自主管理の時期である。70年代に入ると、テクノクラート層に対抗しながら、自主管理をいっそう深化させるために、一連の措置がうち出された。まず、1971年に「労働者の修正」として知られる憲法修正条項が採択された。これは、企業ではなく、より小さな労働単位(「連合労働基礎組織」OOURと呼ぶ)を労働者自主管理の単位とし、現場の労働者にとってより身近かなレベルで自主管理を実現することをねらったものである。企業は再編成され、OOURの連合体とされた。

ユーゴ共産主義者同盟自身においても民主集中制や規律の重視など、再集権化の動きが若干認められるけれども、ユーゴ社会全体としては分権化、非国家化、非政治化、民主化の方向は変わっていないように見うけられる。つまり、上からの統合ではなく、下からの統合がひき続き追求されている。具体的には、企業レベルでは**O O U R**の役割が重視され、地域レベルではコミュニン内部のより小さな単位である地域共同体の役割が強化された。教育、文化、医療などの公共的サービス分野には、サービスの提供者とサービスの利用者（＝資金の提供者）とを、国家財政を媒介とすることなく、また市場を媒介とすることもなく、直接に結びつける自主管理利益共同体（**S I Z**）が組織されるようになった<sup>(3)</sup>。そして、代議員制度が政治の分野にとり入れられるようになった。このような構想は1974年の新憲法ならびに1976年の連合労働法と社会計画法において体系化された。

## 第2章 銀行制度の変遷

### I （1945—52年）集権的計画化に対応するモノ・バンキング・システムの時期

ユーゴスラヴィアはソ連をモデルとして集権的計画経済の組織化に努力した。この時期においては、社会主義国家は経済全体の組織者として考えられた。国家財政は中央計画化メカニズムの一構成要素として作用した。予算の規模は国民所得の64～83%にのぼった。国庫収入の約2分の1が投資にふりむけられた<sup>(4)</sup>。国営企業は国家財政の主要な財源であって、税金の75%は企業からの租税によって確保されたものであった。課税は企業にとっては「没収的」とも言える水準であった。すなわち、企業の純所得のわずか10%を除いては、ことごとく課税されたのである<sup>(5)</sup>。そのかわりに、企業の拡大再生産に必要な機械や資材は資材補給配分計画に従って、国家から配分されるという関係が作り出されていた。

銀行制度は経済計画の遂行に奉仕することを最大の目的としていた。その目的にそって、銀行は1945年から46年にかけて、集中的に再編成された。戦前には国立銀行（1883年創立）や国立抵当銀行（1862年創立、戦後は国立投資銀行になる）などのほかに700以上もの民間銀行が営業していた。これらの民間銀行は1946年には営業を停止し、この銀行業務は国立銀行および国立投資銀行に吸収された。こうして、ソ連と同様の単一銀行制度（mono-banking system）がごく短期間に形成された。

国立銀行は発券銀行、政府の銀行という中央銀行としての役割をはたすだけでなく、企業にたいする短期的貸付業務を遂行し、経済全体のための手形交換所としても機能した。国立投資銀行はもっぱら長期貸付業務と外国借款を扱った。銀行制度が過度に集中化されたように思われたので、1948年には地方企業や農業協同組合に融資するために89のコミュニオン銀行と6つの地方国立銀行が設立された。それらは地方の諸活動のために長期・短期の信用を供与し、預金を集め、地方財政に奉仕し、さらに地方の企業による計画遂行を監視した<sup>(6)</sup>。

銀行が経済計画の企業による遂行の状況を効果的に点検し、監視するためには、貨幣の流れを把握することが必要であった。現金での取引より銀行の口座をつうじておこなわれる取引を統制する方がはるかに容易なので、早くも1945年には社会的セクターのすべての単位（国営企業、その他）が国立銀行に口座をもつことが義務づけられた。社会的セクターの諸単位はほんの小銭以外は貨幣はすべて毎日預金するよう要求され、まもなく、支払いの約10分の9は現金の使用なしにおこなわれるようになった<sup>(7)</sup>。

銀行の職員には国家財政への社会的セクターの債務の迅速な遂行を保証する権限が与えられた。銀行制度は資金の計画的利用を保証する全能の監査役になった。ソ連における「ルーブリによる統制」と同様に「ディナールによる統制」を可能にするしくみができあがった。1952年には、このような貨幣の流れをフォローすることにより、経済計画の企業による遂行の状況を点検することを専門的任務とする部局「社会会計局」(Social Accounting Service)が国立銀行の内部に設けられた<sup>(8)</sup>。

この時期に銀行が用いた金融的統制の手段として次の3つがあった<sup>(9)</sup>。

### ① 信用計画化

1950年までは、信用計画化は個別企業の信用需要の合計を意味するにすぎなかった。のちに、信用計画化は信用需要と資金とをつり合わせる信用バランスを意味するものになった。銀行が信用バランスの作成の責任をおった。

### ② 現金配分

現金配分の主たる目的は現金での受けとり（主として小売商業、飲食業および旅客輸送における）と支出（主として労働者への賃金支払および農民への支払）を統制することであった。現金配分計画は地域の単位ごとにならびにそれぞれの貨幣の流れごとに作成された。そしてこの計画は住民の受けとりと支出についての情報ならびに経済において貨幣が通流するさまざまなチャンネルについての情報を提供した。しかし、この手段は厳格すぎて、集権的計画化の外部ではあまり役に立たず、それゆえに1951年に廃止された。

### ③ 送り状の自動的収集

企業は相互に商業信用を与えるのを禁じられた。そのかわりに、送り状の自動収集がなされた。銀行は財貨が出荷されるときに売り手の口座に自動的に代金を振込み、それから買い手の口座に請求した。支払いは円滑に遂行された。もし買い手の口座に全く金がなかったとしたら、信用が自動的に供与された。このことは、信用が信用計画化によって設けられた限度を越えて拡大することを意味したが、マネー・フローではなく物量目標の達成こそ重要であったので、はじめのうちはそれほど問題とされなかった。

しかし、その帰結は不都合なものであった。信用の総額は銀行よりもむしろ借り手によって決った。売り手は買い手の支払能力について気にかけず、そしてまた引渡し条件、アソートメントならびに財貨の品質に十分な注意を払おうとはしなかった。必要な金融的規律は危険にさらされた。こうして自動的支払メカニズムは挫折し、1951年には商業的パートナー間の自由な契約によっておきかえられた。

## II—i (1952—54年) 独占的銀行の時期

労働者自主管理を導入して企業にある程度自律性を認めたことによって一面では経済の分権化がおこなわれたが、他面ではゆるんだタガを銀行制度をつうじてしめ直す必要が感じられた。そのため、銀行制度はむしろいっそう集権化の度を強めた。銀行ははたす監視的役割の効率を高めるために、既存の銀行の事実上すべてが1952年に、国立銀行のネットワークに吸収合併された。コミュニオン銀行は姿を消し、こうした文字どおり独占的銀行 (monopoly bank) が作り出された。国立銀行が獲得した最も重要な権限はかつて国立投資銀行がになっていた機能である投資配分の機能である<sup>(10)</sup>。

同時に、1952年におこなわれた財政改革により、もう一つの機能が国立銀行につけくわわった。国家財政からの直接的投資にかわって、国立銀行がその役割をになうことになった。すなわち、行政的支出および非経済的分野（学校、病院、政府機関等）への投資はひきつづき政府予算からまかなわれるものの、経済諸分野における投資活動は国家財政から切り離され、基本資本発展ファンド (Fund for Basic Capital Development) からまかなわれることになった。このファンドは企業からの納付金によって維持され、ここから長期、低利のローンが企業に与えられるようになった。そして、このファンドの管理は国立銀行に委ねられた。投資配分において国家は依然として影響力を保持したが、そ

第1表 ユーゴスラヴ

銀行のタイプ	年度			
	1948	1952	1955	1961
コミュニオン銀行	89	—	不明	不明
共和国銀行	6	—	—	6
商業銀行	—	—	—	—
兼営銀行	—	—	—	—
投資銀行	1	—	2	3

- 備考 1. 国立銀行および貯蓄銀行は除く。  
2. 1952—54年の期間は、既存の銀行はすべて国立銀行のネットワークに吸収されていた。



これは直接的にはなく、銀行を媒介として間接的に行使されるように変わったのである<sup>(11)</sup>。

この時期にいくつかの興味深い試みが追求された。まずはじめに1952年に自動的信用計算メカニズムが採用された。ブランコ・ホルヴァートは次のように述べている。「官僚機構の恣意を除去するような単純な問題解決装置を発明する可能性をロマンチックに信じていた当時は、銀行は数人の数学者を雇い、彼らに信用供与のための適切な公式を考案するように要請した。数ダースもの公式をもちこんだ1冊の小冊子が1952年に発行された。それらは信用の取引高係数と費用にたいする売上高の割合に基礎をおいていた。その公式において用いられるべきパラメーターがある種の平均としてのみ計算することができたので、ある企業は必要以上に信用を得、他方、別の企業は生産を維持するための資金にひどくこと欠くということがまもなく発見された<sup>(12)</sup>。」

1953年半ばまでにこのテクニックは廃止され、「信用割当制」(credit quotas)にとってかわられた。これは前年度に企業が受けた信用額にもとづいて今年度の信用量を予想して配分するものであった。しかし、このやり方は前年度の債務者をひいきにし、優良企業には不利であったので、廃止されなければならなかった<sup>(13)</sup>。

自動的信用計算メカニズムの若干のアイデアは放棄されなかった。1954年には信用公開入札方式 (credit auctions) が実践された。投資配分の決定の4つ

ィアにおける銀行

1963	1964	1966	1967	1968	1970
220	206	—	—	—	—
8	8	—	—	—	—
—	—	62	54	28	—
—	—	40	40	36	55
3	3	9	9	9	9

出所：World Bank Country Economic Report, *Yugoslavia: Development with Decentralization*, 1975, p. 223. および Branko Horvat, *The Yugoslav Economic System: The First Labor-managed Economy in the Making*, 1976, p. 214. より作成。

の次元，すなわち(1)投資総額のレベル，(2)投資資金の経済諸セクター間の配分，(3)セクター内部の企業間の配分，(4)企業内部の技術的変数，のうち(1)と(2)は計画によって決定され，(4)の決定は企業自身によってなされるが，(3)の企業間の投資配分が公開入札で決定されるのである。借り手の企業が投資額，支払う用意のある利子率，プロジェクトの内容，プロジェクトの建設期間を示して，借入れを申し込み，貸し手の国立銀行が，最もよい条件を示した企業に資金を融資するというものであった<sup>(14)</sup>。

収益の少ない企業は高い利子率にたえられないので当然信用を求めるのを遠慮するであろうと考えられていた。しかし，実際には，収益の少いか収益のない企業こそ，資金の借入れを問題の唯一の解決方法と考えており，最も高い利子率で，極端な場合，年利17%で返済するのを覚悟していたということが判明した<sup>(15)</sup>。しかもまた，企業の側は将来の返済についてはそれほど深刻には考えてはいなかった。というのは，無料の社会的資本という伝統がまだ生きており，ローンが返済できないというだけでは工場は閉鎖できないと皆が考えていたからである<sup>(16)</sup>。

こうして，信用公開入札方式も失敗した。1955年半ばにはこの方式は廃止され，伝統的なやり方である「個別的信用評価」に戻った。政治的意思決定者がひきつづき，質的優先順位を決定し，国立銀行は依然としてその遂行を委任されるという関係が続いた<sup>(17)</sup>。

## II—ii (1954—61年) 地域的複数主義の時期

金融部面における集権化は失敗に帰した。1954年には，新しい銀行を認可する法律が可決され，コミュン銀行が再建された。コミュン銀行の再建とならんで，1955年には2つの特殊銀行，すなわちユーゴ投資銀行とユーゴ外国貿易銀行が設立され，そして協同組合貯蓄銀行 (cooperative saving bank) と都市貯蓄銀行 (municipal saving bank) も設立された。だが，あとの2つのタイプの銀行は短命に終わった。1959年には郵便貯蓄銀行が設立されたが，これは今日まで存続している。同じく1959年には，特殊銀行であるユーゴ農業銀行が

設立された<sup>(18)</sup>。

このように、連邦レベルでは国立銀行のほかに、ユーゴ投資銀行、ユーゴ外国貿易銀行、ユーゴ農業銀行の3つの特殊銀行が存在し、地方レベルでは協同組合貯蓄銀行、都市貯蓄銀行、郵便貯蓄銀行そしてコミュニオン銀行という4つのタイプの銀行が並存するようになったのである。

コミュニオン銀行は商業銀行業務において国立銀行を援助し、地方政府（コミュニオンの）のための予算局として活動した。また、住民、地方の企業、地方政府機関から預金を受け入れ、短期信用供与をおこなった。コミュニオン銀行は通常、本店といくつかの支店でなりたっていた。内部的には、重要な機関としてディレクター、管理委員会（**managing board**）、監査委員会（**supervisory board**）が存在した。ディレクターは法律、銀行の規約、管理委員会の決定に基づき銀行を運営した。管理委員会は信用供与や不良債権に対する引当にかんする決定、銀行収支の年次計画の準備、銀行収益の配分や銀行ファンド収支の処分の確定、銀行労働者の雇用および解雇、新しい支店を開設するかどうかの決定など広範な権限をもっていた。監査委員会は銀行活動の合法性を点検し、もし不正常的なことが是正されないなら、コミュニオンへ報告することが義務づけられていた。管理委員会のメンバーの3分の1は銀行労働者によって選出されたが、残りのすべてのメンバーは例外なしにコミュニオンによって任命され、また解任することができた<sup>(19)</sup>。このように、コミュニオン銀行の活動にたいする設立者としてのコミュニオンの影響力は絶大であった。

特筆すべきこととしては、1954年に連邦、共和国（自治州）、地方、コミュニオンのすべてのレベルに社会的投資ファンド（**Social Investment Fund**）が設立されたことである。連邦レベルには、基本資本発展ファンドをうけついで一般的投資ファンド（**General Investment Fund**）が、共和国レベルには共和国投資ファンドが、地方およびコミュニオン・レベルにはそれぞれ地方投資ファンドとコミュニオン投資ファンドが設けられたのである。これらは企業からの「社会的投資ファンドへの納付金」およびローンの返済金ならびに利子によって形成された。これらの社会的投資ファンドの勘定の管理は銀行に委ねられた。最

も大きな部分を管理したのが特殊銀行である。ユーゴ投資銀行は連邦レベルの一般的投資ファンドや共和国投資ファンドと共和国住宅ファンドを管理した。ユーゴ外国貿易銀行には一般的投資ファンドや共和国投資ファンドのうち輸出業務遂行のための投資にあてられていた資金の管理が委ねられた。ユーゴ農業銀行は農林業への投資に用意されていたすべての資金を管理した。コミュニオン銀行は地方投資ファンドとコミュニオン投資ファンドを管理した<sup>(20)</sup>。

これらの社会的投資ファンドから企業へ融資するさい、銀行は投資信用の条件をそれぞれのレベルの政府と協議して定めなければならなかった。そのうえ、「投資参加」(investment participation)と呼ばれるものがあった。これは投資信用のための条件として、プロジェクトの総費用のうちの一定の比率(0~80%、産業部門ごとに異なる)を企業の手持ち資金から負担させるというものであった<sup>(21)</sup>。社会的投資ファンドは投資総額の約3分の2をまかなったが、さらにいま述べた投資参加のおかげで、投資総額のもっと大きな割合さえ直接コントロールすることができたし、したがって、社会的投資ファンドの背後にいる国家も間接的に投資をコントロールし続けることができた<sup>(22)</sup>。

社会的投資ファンドは経済的意思決定の分権化の諸措置の一環として設立されたのであるが、結局は、投資配分の決定において国家が間接的にはあれ、影響力を行使する手段となった。そこでの投資配分の決定が経済合理的になされればまだよいのであるが、その決定はつねに政治的考慮によって歪められた。その実情はたとえばつぎのようなものであった。「どこの小都市、地方、共和国においても政治的役員は潜在的市場、原料供給、労働力確保やその他の考慮にかかわりなく、できるだけ多くの自分たち自身の工場をもちたがった。地方政治家にステイタスを与えるだけでなく、新しい工場や工業はあらゆる問題にとっての治療薬および繁栄への魔法の鍵とみなされていた。新しい工場を成功的に運転するための物質的前提条件にはほとんど注意が払われなかった<sup>(23)</sup>。」「すべての重要な投資プロジェクトはどうかしてでも6つに、つまりおのおの共和国に1つに増された<sup>(24)</sup>。」このようにして、いわゆる「政治的工場」がつつぎと建設されていったのである。

### II—iii (1961—64年) 機能的分権化の時期

1961年銀行制度改革のねらいは、銀行をそれまでのように社会的資金の出納をおこなうことで各級の政府機関に奉仕する機関から、それ自身収益を生む企業体に転換することであった。他の経済組織（企業）に存在していた管理方法や所得分配方式が銀行にも適用された<sup>(25)</sup>。

61年改革により、6つの共和国銀行が設立された。もっとも、これらは短命で、1965年まで存在しただけだが。銀行は依然として社会政治共同体（連邦、共和国、コミューンなどのこと）によって設立され、その営業は設立した社会政治共同体の領域内でおこなわれることになっていた。つまり、共和国が設立した共和国銀行は共和国内で、コミューンが設立したコミューン銀行はコミューン内でのみ営業が許された。銀行の債務はこれらの社会政治共同体の政府によって保証された。

1961年には、ようやく銀行にも労働者評議会が設けられたが、銀行の所得分配など限定された権限しかもたなかった<sup>(26)</sup>。銀行のディレクターはあいかわらず各級の政府によって任命された。すなわち、3つの専門銀行のディレクターは連邦政府により、共和国銀行は共和国政府により、コミューン銀行はコミューン政府により任命された。

けれども、とくにコミューン・レベルでは銀行の営業への政治的介入をとり除き、企業による影響の拡大をはかるために、銀行の管理委員会のメンバーの3分の2は当該銀行の領域に所在する企業の労働者評議会によって任命されることになった<sup>(27)</sup>。

社会会計局は国立銀行から独立した<sup>(28)</sup>。国立銀行はもはや直接的貸付業務はおこなわず、伝統的な中央銀行としての業務に専念することになった。国立銀行はコミューン銀行とは直接的関係をもつことは禁じられた。共和国銀行が国立銀行とコミューン銀行とを媒介した。そして、6つの共和国銀行はおのこの共和国の発展政策に従って投資信用を与え、これらの投資資金を共和国の政府機関からの預金、借入れ、贈与によって確保した。

コミュニオン銀行は企業、コミュニオンの諸機関、社会的諸組織そして個人からも預金をうけ入れることが認められた。コミュニオン銀行はひきつづきコミュニオン投資ファンドを管理した。コミュニオン銀行は国立銀行のガイドラインの一般的信用規制にしたがって、短期信用および長期信用のどちらも供与することができた。けれども、コミュニオン銀行にたいする国立銀行のコントロールは厳格であった。結局、コミュニオン銀行は主として短期の信用供与に関心をもちがちであった<sup>(29)</sup>。

1962年になると、銀行は企業のための定期預金勘定を開設した。1963年には、共和国銀行もコミュニオン銀行も定期預金獲得のためのキャンペーンを大々的におこなった。こうして、銀行は投資信用をおこなうのに必要な基盤をしだいに強めていった<sup>(30)</sup>。

社会的投資ファンドの資金の相当部分が企業からの納付金をつうじて獲得されたものであったが、1962年に「社会的投資ファンドへの納付金」が50%も引き上げられたとき、このような「搾取」にたいして一斉に悲鳴があがった、と言われる<sup>(31)</sup>。投資資金の配分にさいして「政治的基準」を用いるのを減らし、できるだけ「経済的基準」を用いよという動きが強まるのは当然であった<sup>(32)</sup>。こうして、連邦レベルの「一般的投資ファンド」が1963年末をもって解体されることになった。「一般的投資ファンド」の資産はユーゴ投資銀行(74.8%)、ユーゴ外国貿易銀行(5.6%)、ユーゴ農業銀行(17.8%)、国立銀

第2表 1963年末における社会的投資ファンドの資産

	100万ディナール	構成比(%)
一般的投資ファンド	21,021	(66.8)
共和国投資ファンド	6,304	(20.0)
地方およびコミュニオン 投資ファンド	4,158	(13.2)
合計	31,483	(100.0)

出所：World Bank Country Economic Report, *Yugoslavia: Development with Decentralization*, 1975, p.213.

第3表 資金源別にみた固定資本投資の内訳（私的投資を除く）

(パーセント)

資金源	1948	1951	1952	1953	1954	1955	1960	1961	1962	1963	1964	1966	1968	1971
社会的ファンドおよび予算 うち連邦	99	98	98	87	74	64	62	61.7	59	56.4	36	16	16	15
共和国	60	50	95	71	50	47	37	不明	30	不明	7	6	9	8
コミュニティおよび地方	27	41	2	11	12	9	7	不明	9	不明	8	3	3	3
	12	7	1	5	12	8	18	不明	20	不明	21	7	4	4
労働組織	1	2	2	13	26	35	37	37.4	38	34.5	32	46	37	34
うち経済協分野の労働組織	1	2	2	13	26	27	31	29.5	30	27.8	26	39	31	27
非営利的労働組織	-	-	-	-	-	8	6	7.9	8	6.7	6	7	6	7
銀行	-	-	-	-	-	1	1	0.9	3	9.1	32	39	47	51

出所：Branko Horvat, *The Yugoslav Economic System: The First Labor-managed Economy in the Making*, 1976, p.222. ただし、1961年および1963年については、J.L. Wolfenbarger, *Investment Allocations and Financing in Yugoslavia in the 1960's*, p. 90.

行(1.7%)にそれぞれ分割されて移管された<sup>(83)</sup>。

共和国やコミュニンの社会的投資ファンドの資産も同様に銀行に移管するかどうかは、共和国やコミュニンの判断に委ねられた。投資過程における政府の役割を低下させるためのもう一つの追加的措置が続いた。1964年1月、共和国、地方、コミュニンの社会的投資ファンドへの企業の納付金は廃止された<sup>(84)</sup>。

1961年から64年にかけての結果をまとめると、第1に、固定資本投資の資金源にシめる政府の比重は62%から36%に低下したこと、なかでも連邦政府の比重は37%から7%へと激減したこと、第2に、銀行の比重が1%から32%へと飛躍的に高まったことである。これらの変化は主として、1963年の一般的投資ファンドの廃止ならびにその資金の銀行への移管のためであった。しかし、この期間に、銀行が自分自身のファンドを用いて投資信用を増加させたという事情も見のがすわけにはいかない。一般的投資ファンド資金が銀行に移管される以前に、銀行は1960年の1%から1963年の9.1%へと短期間に大きくその比重を高めているのである(第3表参照)。

### III (1964—71年) 市場社会主義の時期

1965年には再び経済改革が実施された。この改革は次のようなことを目指していた。

- ① 外延的な経済発展から集約的な経済発展への移行。
- ② 国民所得の第2次分配における国家の役割を低下させるために、事業ファンド利子(社会的所有の生産手段にたいする利子)の軽減、企業所得からの納付金の廃止、個人所得からの納付金の軽減など租税制度を抜本的に改革する。1964年においては企業は純所得の51%しか自分で処分できなかったが、この措置により、71%を自分で処分できるようになる。
- ③ 企業の意思決定過程を非政治化し、企業の自律性を高める。そして企業を市場での需要・供給に反応させることによって非経済的な投資や生産をやめさせる。
- ④ 行政的な資源配分(補助金など)を必要とするような原材料と加工製品と



の間の、ならびに国内価格と世界市場価格との間の価格体系の不均衡の是正。そのさいの基本的基準は世界市場価格とする。

- ⑤ ディナールの切下げと関税率の引下げをおこない、ユーゴ経済を国際分業に積極的に組み入れる<sup>(35)</sup>。

それに伴って、銀行制度も改革された。1965年銀行・信用法および国立銀行法のねらいは、生産の拡大のために社会的資金の必要な集中と効率的利用を保証するようなメカニズムを作り出すことであった。そのために、社会的資金の利用にかかわる投資決定において各級の政府が演じていた支配的な役割を縮少し、銀行の管理への政府の決定的な影響力をとり除くことがはかられた<sup>(36)</sup>。とくに連邦政府がもっていた権限は大はばに縮小された。既に一般的投資ファンドは前年に解体されていた。投資金融の部面においてわずかに連邦レベルに残された手段は1965年に新設された「低開発地域開発促進ファンド」(Fund for accelerated development of the less developed regions) だけとなった<sup>(37)</sup>。

銀行は社会政治共同体が設立するのではなく、企業やその他の労働組織が社会政治共同体と一緒にイコール・パートナーとして設立できるようになった。銀行の営業の地理的制限もとりはられ、銀行はユーゴの全域で活動することが許された。こうして、コミュニオン銀行は事業銀行 (business bank) へと脱皮した。銀行はもはや政府のバック・アップはうけない。銀行は他の企業体と同様に、ただ経済的基準によってのみ導かれることになった。資金について言えば、銀行は自分自身で資金を調達し、それを有利に運用して業務をおこなうことになった<sup>(38)</sup>。

65年銀行・信用法は事業銀行を次の3つのタイプに分けている。①投資銀行 ②商業銀行 ③貯蓄銀行。投資銀行の主要な業務は固定資本および流動資本のために投資信用を与えることであった。商業銀行の業務は主として短期信用を与えることであったが、一定の条件のもとでは投資信用を与えることもできた。貯蓄銀行は預金をあずかり、消費者信用をおこなうものであった。

この法律が施行されたのち、2つの連邦特殊銀行(ユーゴ投資銀行とユーゴ農業銀行) および6つの共和国銀行と2つの自治州銀行は投資銀行になった。

もう一つの連邦特殊銀行であったユーゴ外国貿易銀行は商業銀行になった。かつてのコミュン銀行のうちあるものは商業銀行になり、あるものは兼営（商業・投資）銀行になった<sup>(39)</sup>。

投資銀行も商業銀行も最低25の設立者（企業、その他の労働組織、社会政治共同体）をもつことが必要とされた。貯蓄銀行は1つの社会政治共同体の議会によってのみ設立することができた<sup>(40)</sup>。

銀行の管理のしくみにも変更がくわえられた。銀行のディレクター、ディレクター補佐、信用委員会および執行委員会のメンバーは、銀行の最高の管理機関である銀行総会が任命することになった。この銀行総会は設立者および銀行従業員の代表によって構成される。銀行総会は人事問題のほか、次のような権限をもっていた。①銀行の営業政策を決定する、②信用供与および預金のための一般的諸条件の決定、③銀行所得を信用ファンドと内部的分配のために残される部分とに配分する。④銀行の支店を開設したり、廃止したりする、⑤銀行労働者の自主管理権の範囲を確定する<sup>(41)</sup>。

執行委員会は銀行の一般的営業政策を遂行する。信用委員会は個別の借入れ申込みを処理する。借入れ申込みの客観的かつ専門的な経済的評価を保証するために、信用委員会は銀行自身の専門家で構成される。信用委員会の議長はディレクターがつとめる。ディレクターは銀行総会および執行委員会の決定、決議、ガイドラインにしたがって銀行の日常的業務を独立的に統括する<sup>(42)</sup>。

独立した企業体であるために、銀行は信用ファンドと呼ばれる自分自身の資本をもつことになった。設立者たちは銀行の信用ファンドに自分たちの資金を払込み、一種の「株主」になる。設立者たちは経営上の成功に依存して「配当金」を受ける資格をもつと同時に、経営上のリスクを分担しなければならない。ただし、これらの「配当金」は労働者の個人所得に配分することはできず、資本形成にのみ用いることができるというものであった。銀行の管理にも「株主」は出資比率に応じて発言力をもつが、特定の「株主」が独占的な地位に立つことのないように、いかなる単一の「株主」も出資額にかかわらず、銀行総会における総投票数の10%以上をもつことはできない、とされた。銀行

の労働者集団も銀行総会において投票権を与えられるが、彼らの投票数は総投票数の10%を超えてはならないものとされた。銀行の管理における政府の役割も制限された。もし2つの政府機関（社会政治共同体の）が1つの銀行の設立に参加したとしても、両者合わせて銀行総会の総投票数の10%を超えることができないし、3つの政府機関が1つの銀行の設立に参加したとしても、それらの投票数は総投票数の20%以内に制限されている。しかも、いかなる社会政治共同体も単独では銀行を設立することができないのである。つまり、設立者でに借り手にもなりうる）企業が銀行の管理において最大の発言権をもつ（総投票数と同数票数の少なくとも70%以上）ように間接的に定められたのである<sup>(43)</sup>。

事業銀行にたいする国立銀行のコントロールの方法も根本的に変化した。国立銀行はもはや「特別な主観的な基準<sup>(44)</sup>」にもとづいて個別の銀行の信用供与能力に影響を及ぼすことはできず、主として間接的な方法に依拠してコントロールをおこなうことになった。間接的な方法としては義務的支払準備、負債総額のシーリング、再割引政策が用いられた。1966年には、外国為替にかんする規制が緩和された。この制度改革は、企業に獲得した外国為替を保有することを許し、一般の市民にも金および外貨を保有することを許した。同時に、若干の要件を満す事業銀行は外貨預金口座をうけいれることが公認された<sup>(45)</sup>。1967年になると、銀行相互間でコール・マネーを借り入れるため、ベオグラード銀行協会の枠内で日常的なマーケットが設けられた。銀行はこれによって必要のさい、15日を超えない期間、信用を与え合うことができるようになった<sup>(46)</sup>。

なお、注目すべきことは、銀行の信用ファンドにおける設立者の持分は譲渡可能だということである。持分の譲渡を容易にするために、1969年に「登録証書」が発行された。ただし、それは他の銀行または政府機関に売り渡すことはできなかった<sup>(47)</sup>。

銀行の数は1966年においては商業銀行が62行、兼営銀行が40行、投資銀行が9行であったが、その後、合併が進み、1968年には商業銀行は28行、兼営銀行は36行に減少した（投資銀行の数は不変）。それとともに、銀行の金融力もしだいに強まっていった（第1表参照）。

65年銀行・信用法では、銀行をして企業に奉仕させることをねらい、そのための保証として、銀行の管理において企業に最大の発言力を与えたのであったが、現実には、それとは逆の事態が現出してしまった。企業の設備投資意欲はきわめて旺盛であった。「投資資金にたいする慢性的な超過需要という条件のもとでは、銀行は容易に支配的な役割をひきうけることができた。通常の、ならびに懲罰的な利子率は18%にもなりえた。最初の景気後退——実際に改革に続いた——は企業の投資資金を減らさずにはおかず、企業をして銀行にいっそう従属させた<sup>(48)</sup>。」「蓄積資金の処分における銀行の役割がいちじるしく高まり、かくして、労働者集団ではなく、銀行が国家にかかわってユーゴスラヴィア経済における拡大再生産について決定する重要な要因になっていった<sup>(49)</sup>」のである。

#### IV—i (1971—77) 連邦主義的原則の徹底の時期

1971年はクロアチア共和国においてクロアチア民族主義の運動が高揚した年であった。分権化、非国家化の動きのなかで、連邦政府がかつてもっていた多くの権限が共和国・自治州ならびにコミュニン・レベルに移譲されてしまったとき、ベオグラードに本部をおく国立銀行の存在はあまりにも集権的なものに見えた。この分野においても分権化を徹底させるために、1971年の国立銀行法は連邦レベルのユーゴ国立銀行と並んで、各共和国・自治州に1つ、全部で8つの共和国（自治州）国立銀行を作り出した。したがって、ベオグラードにはユーゴ国立銀行の本部と並んで、セルビア共和国国立銀行の本部もおかれた。ユーゴ国立銀行の最高意思決定機関である総裁会（board of governors）はユーゴ国立銀行総裁 および各共和国・自治州の国立銀行総裁によって構成され、ユーゴ国立銀行総裁がその議長をつとめることになった。

さらに、銀行の独走をチェックするために、銀行制度に次のような変更がくわえられた。

① すべての事業銀行はユニヴァーサル銀行とされ、商業信用と投資信用の両

方の業務に従事することが許された。

- ② 銀行のバランス・シートおよび業務における長期・短期の区別がとりはらわれた。
- ③ 銀行の一般的信用政策にたいする設立メンバーの権限を強化した。
- ④ 設立メンバーは無限責任をもつ。
- ⑤ 銀行自身の自己資本を意味した信用ファンドは廃止され、その資金は設立メンバーに移管された。
- ⑥ 設立者の最低数は50に引き上げられた<sup>50)</sup>。

### 第3章 1977年銀行制度改革と現状

1971年以降、自主管理を徹底させるために71年憲法修正、そしてとくに74年憲法と76年の連合労働法にもとづき、企業の再編成がおこなわれた。すなわち、より小さな単位のOOURに大きな自律性を与え、企業（労働組織）はそれらのゆるやかな連合体として組織された。それに伴ない、銀行も連合労働組織に奉仕する金融組織として再編成されなければならなかった。

1977年に「信用・銀行制度の基礎にかんする法律」が施行された。これにもとづいて、1977年から78年にかけて、銀行制度の再編成がおこなわれた。この法律によれば、金融機関は次のようなタイプに分けられる。

#### A 銀行

- ① 内部銀行 (unutrašna banka ; internal bank)
- ② 基礎銀行 (osnovna banka ; basic bank)
- ③ 連合銀行 (udružena banka ; associated bank)

#### B 貯蓄・信用組織

- ① 貯蓄銀行 (štedionica ; saving bank)
- ② 郵便貯蓄銀行 (poštanska štedionica ; postal saving bank)
- ③ その他の貯蓄・信用組織

内部銀行はまったく新しいタイプの銀行である。連合労働組織の内部におい

て、それを構成する **OOOR** が「銀行組織への連合化にかんする自主管理協定」を締結して、この内部銀行というものを設立するのである。共通の発展計画やプログラムの実現のために、共通のリスクとならんで共通の所得の獲得のために、相互の債権・債務関係の迅速な解決、そして内部銀行の設立会員 (*član; member*) である **OOOR** の当座の流動性の維持などのために、**OOOR** が労働と資金を連合化して作るものである。内部銀行は **OOOR** で働く労働者の預金をうけ入れたり、預金通帳または当座預金勘定をつうじて労働者の個人所得の支払いもおこなう。なお、この内部銀行は外部の市民や法人に信用を与えたり、彼らから預金をうけいれたりすることはできない。

基礎銀行はいわゆる普通の事業銀行である。これは、**OOOR** やその他の連合労働組織、**S I Z**、内部銀行、その他の社会的法人が自主管理協定を締結し、労働と資金を連合化して設立するものである。社会政治共同体はもはや基礎銀行の設立に、したがってその管理にも関与することはない。基礎銀行はユーゴの全域で営業することができ、その所在地にかかわりなく、あらゆる主体と受信・授信およびその他の関係をうちたてることのできるようになっていく。この基礎銀行はユーゴではすべての信用・銀行業務を遂行できる唯一の銀行組織であるほかに、一覽払預金を受け入れることのできる唯一の銀行である<sup>(51)</sup>。

連合銀行は、複数の基礎銀行が信用取引、国際決済、そしてユーゴ経済全体の発展にとって重要な意義をもつような大きな開発プログラムに必要な国内および外国の資金の集中、といった共通の利益を実現するために、「連合銀行への連合化にかんする自主管理協定」を締結することによって設立するものである<sup>(52)</sup>。なお、連合銀行はディナールの一覽払預金はいうけ入れないし、家計とも取引はしない<sup>(53)</sup>。

さらに特殊な銀行としては国際経済協力銀行がある。銀行間の協力の一形態として銀行コンソーシアムというものがある。銀行コンソーシアムは、信用を拡大し、そして国内での必要な資金の調達のため、または国内・国外の経済組織との間で永続的な信用・業務協力をおこなううえでより有利な条件を実現す

るために組織される。貯蓄銀行は、連合労働組織やその他の社会的法人が設立することができる。郵便貯蓄銀行は P T T (郵便・電信・電話公社) の連合労働組織が設立し、管理する<sup>(54)</sup>。

そのほかに、不動産・生命保険共同体というものがある。これは、連合労働組織、S I Z、その他の自主管理利益組織ならびに社会的法人が自分たちのこうむりうるリスクと損害から保障するため、互惠性と連帯性の原則に基づいて資金を連合(つまり拠出)して設立した金融組織である。この共同体は、「資金連合化にかんする協定」を締結することによって設立される。共同体の活動開始のための資金は設立会員が保証する。共同体には、市民や市民的法人も資金を連合(拠出)できるが、彼らは設立会員にはなれない、とのことである<sup>(55)</sup>。

以下、基礎銀行と連合銀行を中心に、ユーゴの銀行制度の現状を紹介し

第4表 銀行の地理的分布(1978年末現在)

	連合銀行	基礎銀行			小計	合計
		連合銀行を構成する基礎銀行		連合しない 基礎銀行		
		同一共和国・ 自治州内の	共和国・自 治州外の			
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ 共和国	1	20	2	—	22	23
モンテネグロ共和国	1	8	1	—	9	10
クロアチア共和国	—	—	8	22	30	30
マケドニア共和国	1	24	3	—	27	28
スロヴェニア共和国	1	14	2	—	16	17
セルビア共和国	5	48	6	2	56	61
うちセルビア・プロパー コソヴォ自治州	3 1	27 6	2 1	2 —	31 7	34 8
ヴォイヴォディナ 自治州	1	15	3	—	18	19
ユーゴスラヴィア全体	9	114	22	24	160	169

出所: Poseban prilog "BANKE U JUGOSLAVIJI", *Ekonomska Politika*,  
No. 1434, 24, Septembar 1979, str. 26.

第5表 資産額でみた連合銀行の順位 (単位: 1000ディナール)

銀行名	(本店所在地)	基礎銀行 の数	資産額
1 連合ベオグラード銀行 Udružena beogradska banka	(ベオグラード)	19	240,093,444
2 リュブリアナ銀行—連合銀行 Ljubljanska banka -udružena banka	(リュブリアナ)	20	184,059,611
3 ユーゴ銀行—連合銀行 Jugobanka - udružena banka	(ベオグラード)	20	155,430,994
4 経済銀行—連合銀行 Privredna banka -udružena banka	(サラエヴォ)	22	124,932,470
5 ヴォイヴォディナ銀行—連合銀行 Vojvodjanska banka -udružena banka	(ノヴィ・サド)	18	104,746,386
6 経済銀行—連合銀行 Stopanska banka -udružena banka	(スコピエ)	24	73,858,955
7 連合コソヴォ銀行 Udružena kosovska banka	(プリシュティナ)	7	46,605,749
8 投資銀行—連合銀行 Investiciona banka -udružena banka	(チトーグラード)	8	36,078,323
9 連合農業銀行「ポリヨバンカ」 Udružena poljoprivredna banka "Poljobanka"	(ベオグラード)	3	4,421,569

出所: BANKE U JUGOSLAVIJI, str. 14.



第6表 資産額でみた基礎銀行の上位10行 (単位: 1000ディナール)

銀行名	(本店所在地)	資産額
1 ザグレブ経済銀行 Privredna banka Zagreb	(ザグレブ)	117,907,336
2 ベオグラード基礎経済投資銀行「インヴェストバンク」 Osnovna privredno-investigaciona banka u Beogradu-Investbanka	(ベオグラード)	110,781,000
3 「ベオバンク」ベオグラード基礎銀行 Beobanka Beogradska osnovna banka	(ベオグラード)	82,649,846
4 ザグレブ銀行 Zagrebačka banka	(ザグレブ)	78,719,391
5 「リュブリアンスカ・バンク」リュブリアナ経済銀行 Ljubljanska banka gospodarska banka Ljubljana	(リュブリアナ)	34,645,554
6 「サラエヴォ経済銀行」サラエヴォ基礎銀行 Privredna banka Sarajevo Osnovna banka Sarajevo	(サラエヴォ)	31,819,109
7 「投資・商業銀行」スプリット基礎銀行 Investiciono-komercijalna banka osnovna banka	(スプリット)	26,900,650
8 「リエーチカ・バンク」リエーカ基礎銀行 Riječka banka, Osnovna banka Rijeka	(リエーカ)	25,622,423
9 「ユーゴバンク」ベオグラード基礎銀行 Osnovna banka, Jugobanka Beograd	(ベオグラード)	24,651,783
10 「ノヴォサツカ・バンク」基礎銀行 Novosadska banka Osnovna banka	(ノヴィ・サド)	19,940,427

出所: BANKE U JUGOSLAVIJI, str. 21.

てみよう。1978年においては全部で120の内部銀行、160の基礎銀行そして9つの連合銀行が存在した。基礎銀行と連合銀行の地理的分布は第4表のとおりである。これからもわかるように、この時点ではクロアチア共和国には連合銀行は1行も存在せず、30ある基礎銀行のうち8行が他の共和国の連合銀行と連合しているだけである。

なお、1977年に発行された文献では、クロアチア共和国にはザグレブ信用銀行、ザグレブ経済銀行、リエーカ銀行などを設立会員とするザグレブ連合銀行 **Udruzena Banka Zagreb** が存在すると記されていた<sup>(56)</sup>が、1979年発行の文献では、それが記されていないので、おそらく、この間にザグレブ連合銀行は解散したものと推察される。クロアチア共和国を除くと、すべての共和国・自治州に少なくとも1行の連合銀行が存在する。

9つの連合銀行を資産額の順に示したのが第5表である。最大の連合銀行である連合ベオグラード銀行はベオグラード銀行やユーゴ投資銀行など19の基礎銀行を設立会員として1978年3月に設立された<sup>(57)</sup>。

資産額の大きさでみた基礎銀行の上位10行は第6表のとおりである。最大の基礎銀行はクロアチア共和国のザグレブ経済銀行であって、その資産額は1,179億ディナール（当時、1ディナール=約11円）であった。このザグレブ経済銀行単独でも連合銀行第5位のヴォイヴォディナ銀行——連合銀行よりも大きいのである。最も小さい基礎銀行はマケドニア共和国の経済銀行・ヴィニツァ基礎銀行 **Stopanska banka, osnovna banka Vinica** で、その資産額は2億4,100万ディナールであった。このように、資産額の規模でみると、銀行間にかなり大きな格差が存在する。資産額が1,000億ディナールを超える基礎銀行は2行あり、この2行だけでユーゴの全基礎銀行の資産総額の20.7%をしめている。資産額が500億ディナール以上1,000億ディナール未満の基礎銀行が2行で、同じく14.6%をしめ、資産額100億ディナール以上500億ディナール未満の基礎銀行が18行で、同じく28.3%をしめ、残りの資産額100億ディナール未満の基礎銀行138行はわずか36.4%しかしめていない<sup>(58)</sup>。

基礎銀行の資産総額はユーゴ全体で1兆1,045億ディナールである。共和国

・自治州別にみると（第7表参照）、最も大きな割合をしめているのはセルビア共和国の39.5%である。しかし、セルビア・プロパーだけでは28.3%で、クロアチア共和国の30.2%よりも小さい。基礎銀行の数では18.9%で、人口比では20.9%（1977年には455万人）のクロアチア共和国が、基礎銀行の数で19.5%、人口比で25.0%（549万人）のセルビア・プロパーを、資産総額にしめる割合で、うわまわっていることはクロアチア共和国の経済的実力を示すものである。

第7表 1978年末現在の共和国・自治州にみた基礎銀行の資産総額  
括弧内は構成比

	基礎銀行	資産総額 単位：10億ディナール
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国	22 (13.8)	129.4 (11.7)
モンテネグロ共和国	9 (5.7)	21.1 (1.8)
クロアチア共和国	30 (18.9)	333.9 (30.2)
マケドニア共和国	27 (17.0)	51.5 (4.7)
スロヴェニア共和国	16 (10.0)	132.9 (12.0)
セルビア共和国	56 (34.6)	435.7 (39.5)
うちセルビア・プロパー	31 (19.5)	312.0 (28.3)
コソヴォ自治州	7 (3.8)	34.0 (3.1)
ヴォイヴォディナ自治州	18 (11.3)	89.7 (8.1)
ユーゴスラヴィア全体	160 (100)	1104.5 (100)

BANKE U JUGOSLAVIJI, str. 28.

ところで、リュブリアナ銀行——連合銀行はきわめて詳細な連結貸借対照表を公表しているので、参考までにそれをかかげておく（第8表）。それを見ると、銀行の営業の状況がある程度理解できるであろう。ここではさしあたり、外貨預金が比較的多いという事実のみ指摘しておく。ユーゴの市民は自由に外貨を銀行に預金することができる、ということは既に述べたとおりである。西ヨーロッパへのユーゴ人出稼ぎ労働者の本国への外貨送金は毎年相当の額に達するが、ユーゴの銀行はそれを積極的に活用している。

第8表 リュブリアナ銀行——連合銀行の連結貸借対照表

1978年12月31日現在 (単位:1000ディナール)

(資産の部)		(負債の部)	
I 現金準備	7,350,411	I 銀行ファンド	8,158,674
1. ディナール	4,765,123	1. 連帯責任ファンド	2,458,035
2. 外貨	2,585,288	2. 準備ファンド	2,102,229
II ユーゴ国立銀行における義務的準備および預け金	11,057,675	3. 固定資産ファンド	3,260,547
III 連合有期資金および有価証券	15,344,711	4. その他のファンド	337,863
1. 短期	9,436,687	II 短期連合資金および短期預金	88,856,361
1.1. ディナール	6,632,064	1. 法人	54,592,622
1.2. 外貨	2,804,623	1.1. ディナール	44,494,914
2. 長期	5,908,024	1.2. 外貨	10,097,708
2.1. ディナール	5,904,586	2. 住民	34,263,739
2.2. 外貨	3,438	2.1. ディナール	22,707,195
IV 短期貸付	28,573,122	2.2. 外貨	11,556,544
1. ディナール	28,279,953	III 長期連合資金および長期預金	36,094,028
2. 外貨	293,169	1. 法人	18,422,576
V 長期貸付	88,186,579	1.1. ディナール	18,354,153
1. ディナール	80,465,258	1.2. 外貨	68,423
2. 外貨	7,721,321	2. 住民	17,671,452
VI 銀行間の諸関係	311,590	2.1. ディナール	5,999,906
VII 固定資産	4,256,203	2.2. 外貨	11,671,546
VIII その他の資産	8,082,532	IV 有価証券	13,810
XI 法人および市民の代理業務	20,896,788	V 短期借入	9,414,468
資産合計	184,059,611	1. 国内	9,203,784
		2. 外国	210,684
		VI 長期借入	12,376,149
		1. 国内	5,214,666
		2. 外国	7,161,483
		VII 銀行間の諸関係	714,258
		VIII その他の負債	7,159,844
		XI 法人および市民の代理業務	21,272,019
		負債合計	184,059,611

出所: BANKE U JUGOSLAVIJI, str. 62.

基礎銀行の最高の管理機関は銀行総会である。その執行機関が執行委員会である。総会は信用委員会をもち、そのほかに一定の執行機能または諮問機能をもつ機関を選出することができる。基礎銀行の総会は基礎銀行の設立会員の代議員で構成される。執行委員会および信用委員会のメンバーは総会の代議員のなかから互選される。総会代議員の任期、したがってまた執行委員会ならびに信用委員会のメンバーの任期は2年間である。基礎銀行の総会は基礎銀行の業務の次のような重要な諸問題に決定を下す。すなわち、銀行の中期計画と年次計画ならびにそれらの遂行のための措置と営業政策、国内および国外における債務の上限、銀行の決算の承認および獲得した所得の使用と分配、執行委員会、信用委員会、その他の委員会のメンバーの選出、単独事業運営機関（ディレクター）の任命および解任、等<sup>(59)</sup>。

基礎銀行で働く労働者は銀行の労働共同体を形成する。基礎銀行とその労働共同体との関係、とりわけ相互の権利、義務、責任は自主管理協定によって規定されている。労働共同体は自分自身の自主管理機関をもち、労働共同体における労働者の労働関係（雇用、退職など）や自主管理権の実現の方法を規定する自主管理法令を採択する。しかし、金融面で社会に奉仕するという銀行の独自の性格により、銀行労働者によって形成されるこの労働共同体は銀行の業務全般の管理に参加することはできない<sup>(60)</sup>。銀行を管理するのはあくまでも銀行総会であって、設立会員である連合労働組織の労働者が自分たちの自主管理機関をつうじて、銀行の管理に参加するのである。

単独事業運営機関や合議制事業運営機関の議長は第三者に対して銀行を代表し、銀行総会、執行委員会、その他の機関の決定の遂行に配慮し、銀行の諸機関の活動に、決定権をもたずに、参加する。そして、その活動について総会および執行委員会に責任をおう。

連合銀行の管理機関ならびに執行機関は基礎銀行の場合と同様である。ただし、連合銀行の総会は連合銀行の設立会員である基礎銀行の代議員で構成される。基礎銀行は基礎銀行の設立会員の側から選ばれた代議員をつうじて連合銀行を管理するのである。

銀行の収入は貸付利子、手数料、雑収入からなるが、総収入から預金利子、物的支出、減価償却、雑支出、法的・契約的債務（租税、納付金、その他）および銀行の労働共同体への支出（個人所得および集団的消費）を差し引いた残余は、いわゆる収益として銀行自身の処分に委ねられるのではない。それは共同所得として扱われ、「銀行への連合化にかんする自主管理協定」に従って、銀行の設立会員同士で分配されるのである。なお、銀行の設立会員は共同所得の一部を銀行ファンドへ連合化（つまり再投資）することもできる<sup>(61)</sup>。参考までに、サラエヴォ経済銀行（基礎銀行）の連結損益計算書をかかげておく（第9表）。

第9表 サラエヴォ経済銀行の連結損益計算書

1978年現在（単位：100万ディナール）

I 総 収 入	6,551
利 子	5,917
銀行手数料	241
雑 収 入	393
II 総 支 出	6,304
預 金 利 子	4,581
物的支出および減価償却	267
雑 支 出	437
法的・契約的債務	359
労働共同体の費用	660
III 分配のための共同所得	247

出所：BANKE U JUGOSLAVIJI, str. 118.

銀行ファンドは銀行の設立会員の連合した資金から、そして銀行の収入から形成される。銀行ファンドの資金は銀行の設立会員の名で管理されることになっている。

銀行は次のような義務的ファンドをもつ。

連帯責任ファンド

### 準備ファンド

#### 固定資産ファンド

連帯責任ファンドの額は、銀行自身がリスクを負う債権ポジション (*stanje potraživanja; position of claim*) の少くとも3%でなければならない、とされている。連帯責任ファンドの資金は回収不能の債権に対する引当や、銀行の業務から生ずるその他のリスクをカバーするために利用される。

準備ファンドは銀行が自分の業務によって実現する収入の一部からさかれ、その額は少くとも毎年、銀行自身がリスクを負う債権ポジションの0.3%でなければならない、とされている。準備ファンドの資金は銀行の当座の流動性を確保するために用いられる。この資金は共和国・自治州国立銀行の特別の勘定に別にして保有される。

債務の清算のために、基礎銀行はユーゴ国立銀行にある当座預金勘定を利用し、さらに流動性のための信用を得ることができ、しかるのちに準備ファンド資金ならびに国立銀行に保有する義務的準備の資金を利用することができる。流動性を保証するための補足的資金として銀行はいわゆるコール・マネーを他の銀行から、ならびにベオグラードとザグレブの銀行組織協会の枠内での「貨幣市場」で融通することができる。もし基礎銀行の資金がその債務の支払には十分でないとしたら、設立会員は基礎銀行の債務に責任を負わなければならない。連合銀行は自分の債務を基礎銀行と同様の方法で返済する。そのほか、連合銀行の債務にたいして基礎銀行が無限責任を負うことや基礎銀行相互の債務の返済方法が「連合銀行への連合化にかんする自主管理協定」によって確認されている<sup>(62)</sup>。

ユーゴにおける中央銀行はユーゴ国立銀行ならびに共和国(自治州)国立銀行である。このような連邦主義的構造は1971年の改革で作りに出された、ということは既に述べたとおりである。ユーゴ国立銀行は共和国(自治州)国立銀行と一緒に次のような機能をはたす<sup>(63)</sup>。

- ① 流通貨幣量の調整
- ② 銀行およびその他の金融組織の流動性の維持

- ③ 国際的決済における流動性の維持
- ④ 銀行券および鋳貨の発行
- ⑤ 政府（連邦ならび共和国・自治州の）のための業務の遂行
- ⑥ 銀行にたいする特別の監督の権限の行使。

ユーゴ国立銀行ならびに共和国（自治州）国立銀行は共通の金融政策および共通の為替政策を遂行する権限と責任をもっている。ユーゴ国立銀行の総裁および総裁代理は連邦議会によって任命される。共和国（自治州）国立銀行の総裁およびその代理は共和国（自治州）議会によって任命される。ユーゴ国立銀行の業務を管理するのは合議制機関としての総裁会である。

ユーゴの金融・為替政策の目標と課題を承認するのは連邦議会である。それにもとづいて、連邦政府はこの政策の目標と課題を実現するための枠組と条件を定める。そして、それらにもとづいて、ユーゴ国立銀行は金融・為替政策の目標と課題を実現するのに必要な金融措置を採用するのである。ユーゴ国立銀行は少くとも半年に1回、金融・為替政策の遂行にかんする報告を連邦議会に提出する。共和国（自治州）国立銀行も同様の義務をもっている。

金融・為替政策の措置を遂行するためにユーゴ国立銀行が用いることのできる手段は次のようなものである。

- ① 銀行およびその他の金融機関がユーゴ国立銀行に保有する義務的準備の水準の設定。ところで、このような義務的準備の資金にたいしてユーゴ国立銀行は利子を支払うとのことである。義務的準備率はいかなる種類の預金や資金についても、25%を超えることはできない、と法律で定められている。この法定率の枠内で連邦政府は毎年、個別の種類の前金に適用される義務的準備率の上限を定める。そして、ユーゴ国立銀行はこの範囲内で実際の義務的準備率を定める。具体的な準備率は現在さまざまである。1977年6月の時点で、最高は一覧払預金の24%（22%……1978年）であり、住宅および公共施設建設のための一覧払預金については10%、1年以上の定期預金については2%とかなり低くなっている。なお、家計のディナール・外貨預金、債券発行により調達した資金および電力プロジェクト建設をまかなうために預金さ



れた特定目的の資金については義務的準備はあてはまらない。こうした点を考慮すると、義務的準備率の平均は11%である。

これらの義務的準備はユーゴ国立銀行の個々別々の勘定で保有される。銀行はそのような資金を一時的に使用することができる。ただし、そのさい、銀行は義務的準備の資金を1日使用するごとに0.05%の補償金を払うことになっている。もしそのような資金が不正に使用された場合は1日につき0.1%の罰金を払わなければならない、とされている。

- ② 期間3～12カ月、年利6～8%のユーゴ国立銀行の預け金証書 (deposit certificates) の発行と引きあげ。それを発行する基本的目的は銀行における過剰流動性を緩和することである。流動性が不足したときは預け金証書を引きあげる。
- ③ 短期有価証券の再割引。ユーゴ国立銀行は、連合労働組織から振出され、銀行が割引・裏書きした手形のみ再割引することができる。
- ④ 国内または国外の有価証券やその他の特殊な文書 (送り状、販売契約、信用契約、倉荷証券、等) を担保とした銀行への短期信用供与。期間は3ないし12カ月で、例外的には24カ月まで可能である。
- ⑤ 連邦債券ならびにユーゴ国立銀行預け金証書を担保とした、3カ月を限度とする銀行への信用供与。
- ⑥ 利子率操作。
- ⑦ ユーゴの外国為替市場での外国為替の購入ならびに販売。
- ⑧ 銀行の融資額の制限。金融・信用政策の諸目標を達成するのに不可欠であって、そのような目標が他の措置では実現できない場合 (たとえば1979年のような)、例外的・一時的措置として、国立銀行総裁会は一定期間、銀行の融資額に制限をくわえることができる。

ユーゴ国立銀行は対外的にユーゴスラヴィア国家を代表し、IMF、世界銀行、国際決済銀行、コメコン銀行などの国際的金融組織との業務関係を維持している<sup>(64)</sup>。

## お わ り に

以上で銀行制度の変遷の歴史についての紹介を終えるが、もっぱら制度的側面の記述に終始したことについては筆者自身も不満を感じている。このような制度の変化がいかなる理論的意味をもつのかは今後じっくり考えてみたい。

ユーゴの銀行制度の歴史をふりかえってみると、銀行は集権的計画経済の時期においては国家の資金の出納を担当し、経済計画の企業による遂行を監視する機関にすぎなかった。その後、市場メカニズムをとり入れた分権的な自主管理社会主義経済への転換をはかる過程で、投資決定への国家の介入の度合が低下すると反比例して、銀行の役割は高まった。だが、蓄積資金にたいする企業の側の慢性的超過需要が存在するところでは銀行は容易に企業に対して支配的地位につくことができた。1971年以降は、銀行の独走をチェックするために、最大の利用者である連合労働組織（企業）が設立者となり、銀行を管理するという体制が作り出されたのである。

70年代に入ってから、ユーゴは毎年2桁インフレを経験している。連合労働組織はそれぞれ設備投資意欲が旺盛であって、過大な投資に走る傾向があり、このことがインフレの一つの原因になっていると専門家によって指摘されている。新たな銀行制度がそれを助長することになりはしないのか、という問題が残る。こうした傾向にたいする有効な歯どめがあるのかどうか、今後研究してみなければならないと思っている。

## 注

- (1) 時期区分にかんする叙述においては、岩田昌征『労働者自主管理』紀伊国屋書店、1978年、およびカルデリ著／山崎洋・那美子訳『自主管理社会主義と非同盟——ユーゴスラヴィアの挑戦——』大月書店、1978年、の巻末の訳者解説を参照した。
- (2) カルデリ、同上書、訳者解説、235ページ。
- (3) 自主管理利益共同体についてくわしくは拙稿「ユーゴスラヴィアにおける自主管理利益共同体」（『経済科学通信』33号）、「ユーゴスラヴィアにおける自主管理利益共

同体（S I Z）の理念と現状——とくに教育分野の場合——」（『高知論叢』第12号）を参照。

- (4) Branko Horvat, *The Yugoslav Economic System: The First Labor-managed Economy in the Making*, M. E. Sharpe, Inc., New York, 1976, p. 232.
- (5) Carl William Nollar, III, *The Role of Money, Credit, and Financial Intermediaries in an Evolving Economy: The Yugoslav Case, 1952—1968*, Ph.D. Dissertation presented to the Graduate Faculty of the University of Virginia, 1975, by Xerox University Microfilms, pp. 68—69.
- (6) Branko Horvat, *op. cit.*, pp. 206—207.
- (7) *Ibid.*, p. 207.
- (8) C. W. Nollar, *op. cit.*, pp. 76—82
- (9) 以下の叙述は Branko Horvat, *op. cit.*, pp. 207—208. を要約したものである。
- (10) C. W. Nollar, *op. cit.*, pp. 173—174.
- (11) Branko Horvat, *op. cit.*, p. 219.
- (12) *Ibid.*, p. 210.
- (13) *Loc. cit.*
- (14) *Ibid.*, p. 220.
- (15) *Ibid.*, p. 210.
- (16) *Ibid.*, p. 222.
- (17) *Ibid.*, p. 210.
- (18) World Bank Country Economic Report, *Yugoslavia: Development with Decentralization*, The Johns Hopkins University Press, 1975, p. 216.; C. W. Nollar, *op. cit.*, pp. 175—178.
- (19) C. W. Nollar, *op. cit.*, pp. 185—187.
- (20) *Ibid.*, p. 196.
- (21) *Ibid.*, p. 71.
- (22) Branko Horvat, *op. cit.*, p. 202.
- (23) Joseph T. Bombelles, *Economic Development of Communist Yugoslavia 1947—1964*, The Hoover Institution, Stanford, 1968, pp. 153—154
- (24) Branko Horvat, *op. cit.*, p. 222.
- (25) James Larry Wolfenbarger, *Investment Allocations and Financing in Yugoslavia in the 1960's*, Ph.D. Dissertation Presented to the University of Tennessee, 1974, by Xerox University Microfilms, p. 74.
- (26) C. W. Nollar, *op. cit.*, p. 211.
- (27) Branko Horvat, *op. cit.*, p. 212.
- (28) C. W. Nollar, *op. cit.*, p. 115. 社会会計局について、岩田昌征氏は1970年のシン

ポジウムで次のように説明している。「どういうふうに取り引が行なわれたか、その決済の数字はみんなそこを通す」、「だからたとえば新聞記者が、ある企業の会計状態を知りたいときに、その企業に行って教えてくれないときには、社会会計局に行って、こうだという記事を書いています。そういう意味では、流通の、金の動きはある意味で、ガラス張りといえますか、記帳されちゃっているわけですね。」山崎洋・岩田昌征・岸本重陳、シンポジウム「ユーゴ社会主義の理念と現実」『経済評論』、1970年6月号、128ページ。

- (29) J. L. Wolfenbarger, *op. cit.*, pp. 75—77.  
 (30) *Ibid.*, pp. 77—78.  
 (31) Branko Horvat, *op. cit.*, pp. 221—223.  
 (32) J. L. Wolfenbarger, *op. cit.*, p. 83.  
 (33) *Ibid.*, p. 84.  
 (34) *Ibid.*, p. 85.  
 (35) *The Economic Reform in Yugoslavia, Socialist Thought and Practice*, Belgrade, 1965, pp. 66—89.  
 (36) J. L. Wolfenbarger, *op. cit.*, p. 155.  
 (37) 1966—70年の計画期、低開発地域開発促進ファンドから、指定された低開発地域における投資銀行へ再貸付するため、投資信用の形態で、ユーゴの社会的生産物の1.85%に等しい資金が移転した。*Yugoslavia: Development with Decentralization*, p. 23. この割合は1970—75年には1.94%に、1976—80年には1.97%に高められた。Fred Singleton and Bernard Carter, *The Economy of Yugoslavia*, St. Martin's Press, New York, 1982. p. 260.  
 (38) J. L. Wolfenbarger, *op. cit.*, pp. 155—156.  
 (39) *Ibid.*, pp. 156—157.  
 (40) *Ibid.*, p. 158.  
 (41) *Ibid.*, pp. 158—159.  
 (42) *Ibid.*, p. 160.  
 (43) *Ibid.*, pp. 159—160.  
 (44) *Ibid.*, p. 167.  
 (45) C. W. Nollar, *op. cit.*, pp. 257—259.  
 (46) Branko Horvat, *op. cit.*, p. 217.  
 (47) J. L. Wolfenbarger, *op. cit.*, p. 159.  
 (48) Branko Horvat, *op. cit.*, p. 223.  
 (49) M・コーラッチ著/山崎洋訳『自主管理の政治経済学——生産と分配——』日本評論社、1982年、111ページ。  
 (50) *Yugoslavia: Development with Decentralization*, p. 235.

- (51) Dušan Vlatković, *Osnove Bankarskog Sistema u Jugoslaviji*, u Posebnom prilogu “BANKE U JUGOSLAVIJI”, *Ekonomska Politika*, No, 1434, 24, Septembar 1979, str. 2—3.
- (52) *Financial Institutions in Yugoslavia*, Jugoslovenski pregled, Belgrade, 1977, p. 53.
- (53) *Ibid.*, p. 69.
- (54) Dušan Vlatković, nav. delo., str. 4—5.
- (55) Petar Kostić, *Finansiski Sistem SFRJ*, “BANKE U JUGOSLAVIJI”, str. 9.
- (56) *Financial Institutions in Yugoslavia*, pp. 94—96.
- (57) “BANKE U JUGOSLAVIJI”, str. 34.
- (58) *Osnove i Udružene Banke u 1978. godini*, “BANKE U JUGOSLAVIJI”, str. 28.
- (59) Dušan Vlatković, nav. delo str. 4.
- (60) *Financial Institutions in Yugoslavia*, pp. 67—68.
- (61) Dušan Vlatković, nav. delo, str. 5.
- (62) *Isto.*, str. 5.
- (63) 以下の叙述は, Ksente Bogoev, *Funkcije Narodne Banke Jugoslavije*, “BANKE U JUGOSLAVIJI”, str. 10—13. *Financial Institutions in Yugoslavia*, pp. 36—44. による。
- (64) ユーゴはGATT, IMF, 世界銀行などに加盟している。なお, 1979年10月には, IMFと世界銀行の年次総会がベオグラードで開催された。

## 付 記

本論文は昭和56年度の文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

なお, ユーゴの金融制度については, 田中壽雄『ソ連・東欧の金融と銀行』(東洋経済新報社, 1978年)の第6章第2節および五井一雄・野尻武敏編著『ソ連・東欧の経済——計画と市場——』(中央大学出版部, 1981年)の第2章に簡単な説明がある。あわせて参照されたい。